

会議録

会議の名称	平成26年度第8回下水道審議会
開催日時	平成27年1月28日 午後2時から午後3時30分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：海和会長、山田（敏）副会長、今井委員、金子委員、高山委員、西川委員、濱崎委員、山田（大）委員 事務局：貫井都市整備部長、原田下水道課長、下田課長補佐兼業務係長 広瀬主任
議題	1 会議録について 2 答申（案）の最終確認について 3 答申 4 その他
会議資料の名称	資料22 西東京市下水道審議会答申（案） 資料23 答申（案）の修正等ご意見について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>開会</u></p> <p>○事務局（原田課長）： 定刻になりましたので、ただいまから第8回下水道審議会を開催します。 都合により明石委員、根本委員から欠席の連絡がございました。なお、本日の会議は定足数に達しておりますことを御報告いたします。</p> <p>○海和会長： それでは、第8回下水道審議会を開催させていただきます。 会議次第に沿いまして、議題1「会議録について」を審議いたします。</p> <p><u>議題1 会議録について</u></p> <p>○事務局（原田課長）： 第7回会議録の内容確認でございます。 何もなければ、この場で御承認をいただければと思います。なお、明石委員、根本委員からは修正がない旨を御連絡いただいております。</p> <p>○海和会長： 第7回下水道審議会の会議録について、皆さんのお手元に行っていると思います。これでよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>○海和会長： 異議なしということで第7回の下水道審議会の会議録については承認されたものと決定をさせていただきます。 続きまして、次の議題に移りたいと思います。「答申（案）の最終確認について」を</p>	

審議いたします。

議題2 答申（案）の最終確認について

○事務局（原田課長）：

それでは、議題2「答申（案）の最終確認について」を御説明させていただきます。資料22「西東京市下水道審議会答申（案）」を送付させていただき、内容についての修正、御意見については下水道課にお寄せいただくよう御依頼したところでございます。それを受けまして、3名の委員様から修正等の御意見を資料23として一覧にさせていただきました。その修正等御意見について審議会で審議をしていただき、決定をしていただければと考えております。また、海和会長と1月15日（木曜日）と1月23日（金曜日）に事前に調整をさせていただいております。

（資料23「答申（案）の修正等ご意見について」の説明）

○海和会長：

資料23に入りますが、細かな部分まで委員の皆さんには見ていただきまして、本当にありがとうございます。では、「西東京市下水道審議会答申（案）」についての修正等意見について審議を進めさせていただきます。

進め方といたしまして、この3名の委員から修正等御意見を簡潔に御説明いただきたいと思っております。それに対しまして質疑がございましたら、委員の皆様、簡潔におっしゃっていただきたいと思っております。

○金子委員：

（No.1、2、3 修正箇所の説明）

○海和会長：

金子委員のNo.1、2、3について御説明をいただきました。修正箇所は今御説明のとおりでございます。皆さん、御意見はどうでしょうか。御意見がなければ、金子委員の記載のとおり修正をさせていただきます。

続きまして、西川委員お願いします。

○西川委員：

（No.4 修正箇所の説明）

続きまして、No.5でございます。5ページの「市債の低減と費用負担の公平性」というところで、世代間の不均衡を生じさせないようにというような部分があり、審議会の中でも高山委員がずっとおっしゃっていた部分で、「耐用年数が50年なのに対して、資本費の償還が30年」ということで、資本費の償還をもう少し長くできないかというお話があったと思っております。

その中で平成27年度からですが、国のほうの地方債、借金の償還のシステムが若干変わりまして、国としても償還の期間と耐用年数との差について議論しており、平成27年度から、これは新たに発行するものに対してですが、償還期間を30年から40年に延ばしましょうということを決めました。ですので、その活用も検討してはどうかということ

を新たに入れさせていただきました。

○海和会長：

No.4については、わかりやすいような文章の訂正をしていただいたというところでございます。

No.5につきましては、本当にこれは新しい情報なので、あくまでもこれをするということではなく、新しい国の流れでございますので、これを入れたほうがわかりやすいのではないかとということです。また3年後にもこれが書いてあることによって、わかりやすいのではないかとということで西川委員に入れていただきました。こちらのNo.4、5につきまして、何か御質問はありますでしょうか。

○今井委員：

私は、このNo.5の話は30年から40年、新しい話ですから別に入れなくても、この前の文章で十分読めるのではないかと思います。

○西川委員：

ここは皆さんに御意見を伺いたいです。特に今井委員や、高山委員からはこの償還年限の話がありましたので、提案させていただきました。

○今井委員：

どちらかというとなら財政、資金の手当てをする部門が考える話だと思います。あまりここまで書かなくても、前の文章で十分理解できるのではないかと思います。

○海和会長：

委員はいかがですか。

○高山委員：

審議会の物事に対する先進性、情報の先取性、こういうのはすごく重要だと思います。そういった面でいけば、国がこういうことを並行して考えていたということに照らし合わせれば、審議会はこれを話題で上げていたということになりますので、入れたほうがいいと思います。現実には、この追加された文章があるかないかでは具体性が違うと思います。具体的にそれに取り組む姿勢を見せているわけですから、むしろ先取性という点では入れておくべきだと思います。

○金子委員：

起債の償還年数と減価償却との関係は、常に取りざたされて、なるべく一致するようというものが下水道界では財政部門に対していつも要請のあるところだと思います。あくまでも先ほど今井委員が言ったように起債というのは財源の措置の話なので、ここの下水道の委員会の中ではあまりこだわらなくてもいいのかなというのが正直な私の感想です。というのは、30年でやっても資本費平準化債というような形で耐用年数に一致させる方法もありますし、あまりこだわらなくてもいいのかなと思います。

○山田（大）委員：

こういった新しい情報が載っていて、数年後にこれが審議されるときにまた読み返されるでしょうから、載っていてもいいかなという気持ちもあります。ただ、今回の答申については、確かになくてもいいという気持ちも半分ずつというところです。

○山田副会長：

私も入れるか入れないかという個人的な意見ということであれば、今回の審議会では特段資金繰りということについては、あまりテーマでなかったような気がするので、不要な部分であると思います。ただ、市民委員の皆さんからの御意見としては多分、今後に備えて次回審議していただく方たちに対して、論点を忘れないという意味で記録を残しておくべきだという御意見が多いのだとすると、これが入ったからといって全体を損ねるものではないので、提案どおり含めておいたほうが良いという気がします。

○海和会長：

事務局の御意見はありますか。

○事務局（原田課長）：

事務局としては、確かにこの制度自体はつい先日通知を受けましたが、27年度以降40年に延長されるということは、真摯に検討していかなければならないため、載せておいたほうがよろしいのかと思います。

○今井委員：

来年度というのは、平成27年度と具体的に書いたほうがいいのかもしいですね。

○海和会長：

私もやはり新しい情報、これは検討するということであって、これにするというわけではないので、こういうことも検討していたのだなというのがわかる部分もあると思います。もし邪魔でなければ載せさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

○事務局（貫井部長）：

このくだりについては、負担の公平をしていくということは必要であるという形になっています。この40年というのは出たばかりの情報です。今後、下水道課だけではなく、庁内で調整をしていくことになりますので、審議会委員の御意見の欄で取り扱っていただいたらいかがかと思います。検討したほうがいいのではないかとこのところで、実質的には反映されませんが、それは前段で読んでいただいて、長期的な課題という面で御意見として整理させていただければ、記録としては残ります。

○西川委員：

私は、本当は審議会の意見で入れたかったのですが、何も議論をしていなかったの、ここに唐突に入れさせていただきました。もし意見として入れさせていただくのであれば、1ページの一番下が、「耐用年数に見合う公平な負担のありかたについて、今後、検討」となっていますので、この辺につながってくるのかなと思っています。

○高山委員：

それには私は反対です。今、部長が言われたのは第3の考えであって、西川委員のものと修正される前の文章につながってこそ意味がありますので、独立させた意見と受けとめれば、ここに書く必要はないと考えます。入れるか入れないかといいますか、この文章の全体と結びつけるかどうか審議会委員会の意思なのですから、やはりここで決めるのは、入れるか入れないかというところです。

○海和会長：

今はここにを入れるか入れないかの話だということでしょうか。

○高山委員：

ここでは、我々が審議会委員として検討した、あるいは今後、次回に記録として残していきたいという意思が重要だと思います。ですので、何かの文章があって、こういう言葉を入れたというのは、今は必要ないと思うのです。審議会委員の意思はどこにあるかということです。我々の意思をできるだけ盛り込むということだと思います。西川委員の追加された文章は、上の文章により具体性を持たせているということで、価値があると思います。

○海和会長：

そういう御意見もございましたが、西川委員何かございますか。

○西川委員：

この制度が新しくできたということで入れさせていただいたのですが、市がどう動くか正直わからないところで、個人的には、この審議会委員の意見のほうに入れさせていただきたいと思ったのです。ただ、今までの審議会の中でその話を一度もしていません。というのも、この情報が新しく1月に出たばかりなので、答申の意見としては入れづらいかなということもありますが、私としては意見の中に入れたいと思ったところです。

ただ、先ほど申し上げたように意見だと、今まで皆さんと意見を交わしたことがない部分でございましたので、本文に入れさせていただきました。個人的には意見のほうに入れなかったというのが正直なところです。

○高山委員：

今のそもそもの議題は、原案に対してつけるか、つけないかの話だけです。ですから、つけたほうがより原案の趣旨がいきるのではないかということ言えば、あつたほうがいいという意見です。ただ、部長の言われた箇所にこの文章を入れるというのは、西川委員はもともとここにを入れるつもりでいたということでしたが、これは単なる情報を書くことになるので、我々の意思とは別なものですから、入れる必要はないと思います。この文章そのものは単なる総務省の提示した原案をここに載せたということで、それは我々の意見とは違うわけです。

○海和会長：

委員の意見ではなく、総務省から1月に出されたものを後ろの資料として入れてあるということですね。

○今井委員：

活用について検討する必要があるという書き方ですと、これをしなければならぬとも読めますね。そういう少し制約するような文章になってしまうのです。こういう文章だと、40年でやりなさいというように、調達部門は審議会が答申したということになりますね。

○高山委員：

今ここでまとめているのは、この文章を入れるか入れないかです。西川委員の趣旨を伺ったときと、それから全体の意見からいけば、入れなくていいのです。原案どおりでいいです。

趣旨からいきますと、もともとは入れるところが違うと西川委員はおっしゃっているわけです。私がそもそもあったほうがいいというのは、原案とあの後にあって初めていきる文章だから、1ページ目であれば入れる必要はないということになるわけです。大勢としては入れなくていいと言っていると思います。

○西川委員：

そうですね。それであれば入れなくていいと思います。

○山田副会長：

確かに本文に入れてしまうと縛りができてしまいますね。

○海和会長：

情報提供としてはいいですが、検討する必要があるとなると、強制的になってしまうかもしれませんね。

審議会の中でよく話が出ていた10年のところを30年とだんだん延ばしてきて、そういう意見がいろいろ出て、国は出したのでしょね。それでは今回こちらは載せないということにさせていただきます。

続きまして、今井委員お願いします。

○今井委員：

(No. 6、7、8 修正箇所の説明)

○海和会長：

ここに事務局コメントがありますので、御説明いただいてよろしいでしょうか。

○事務局（下田係長）：

(No. 6、7、8 事務局コメントの説明)

○海和会長：

事務局からの説明は以上でございます。No.7については修正をさせていただきます。No.6は、事務局として報告書にはこちらを入れたいということでございますが、これについて何か御意見ありますでしょうか。

○今井委員：

過去の答申は入っていますか。

○事務局（下田係長）：

過去の答申では、文言の中で書いております。箇条書きとさせていただいたのは今回が初めてでございます。ただ、それぞれ審議会の中です承されたものを答申の中で記載しております。

○今井委員：

要するに意見は答申に盛り込まれているということです。ほかの審議会の答申を見ても、審議会委員の意見という、まとまったものというのを見たことがありません。だから、こういうのはよくあることなのかと思ったので、それであえて、なくてもいいのではないかと思うのです。その意見を取り入れたものは、答申に入っているわけですから、意見というのをまとめなくていいのではないのでしょうか。

○海和会長：

皆さん、意見があつてのことで、前回は審議会委員の意見を出しましょうということでしたね。ほかの委員さんも何かありますでしょうか。

○事務局（貫井部長）：

今井委員が言われますように、いろいろな審議会の答申の中で各委員の御意見を集約して、それを盛り込んだというケースは私もあまり見たことはありません。あくまでも審議会委員の御意見については議事録で残りますので、どういう課題を提起されたのかというのは読み取れるかなと思います。

ただ、今回のこの意見欄を設けたという1つの理由としては、これまでの審議の中でいろいろ御意見等があり、最終的に答申の文言だけではなくて、個々の意見も入れたらどうかという御意見をいただいたというところから、案の中で1項目を立てさせていただいた経緯がございます。

今井委員の趣旨を受けるといふことであれば必要はないと思われまふ。それは当然議事録に残りますので、議事録は公開しており、誰でもその情報は見られるということから、全文を削除しても問題はありませぬ。あくまでもこれは今までの審議の中でそういう御意見をいただいたという集大成であると、私どもは考えさせていただきました。

○海和会長：

前回まで7回審議会をやってきまして、委員の意見を出すべきだといふ流れできていて、議事録にも残っていると思われまふ。なので、私は今まで話をしていふ中で、これを出していこうといふ話できていたので、これはあつても不自然さを感じていないのですが、御意見はございませぬか。

○高山委員：

私はこのままでいいと思われまふ。

○濱崎委員：

これを見ただけである程度審議会委員の意見もわかりますので、入っているほうがわかりやすいと思います。

○山田副会長：

残っているほうが私もいいと思っています。

○今井委員：

審議会の会議録でしたら話は別ですが、答申というのは審議会総意みたいな形になるわけですね。だから、個人の意見とか、別にそういうのは関係ないのです。審議会として諮問に対してどういう答申をするかということで、その過程については関係ないのです。各委員の意見というのは議事録でもって十分公開されているのだから、過去のほかの答申でもそうだろうと思います。要するに審議会の記録を答申とするのではないのです。

○高山委員：

今井委員の話ですと、審議会委員の個人的な意見という捉え方をしていますね。個人的であるかもしれませんが、提出されたものというのとは一番我々が考えなければならぬ切実な問題です。それが十分審議されないまま終わっているから個人的な意見となるので、審議が不十分の意見としてこれがあるという表現であれば、問題ないのではないのでしょうか。我々が一番時間を費やしたところの要素というのとはここにあるわけですから、タイトルが変わればそれで問題ないです。

○濱崎委員：

もし載せるとした場合、掲載されている場所はこの場所がいいのですか。

○海和会長：

前回話した中で、これを前に持ってきたほうがいいという話をしたと思います。

○今井委員：

場所は別に関係ないです。要は私たちが何を伝えたい、何を審議したかです。場所の問題とか言葉の問題を今提案すること自体がおかしいと思います。

○海和会長：

そうですね。前回お話ししたとおり、項目を全部削るというのは今からはおかしいのかなと思っています。

○事務局（貫井部長）：

いろいろと議論があるところですが、先ほどもお話ししましたように答申の中でこういう意見の出し方は数少ないと私も考えております。その中で委員の審議過程の中でいろんな御意見があって、そういうのも載せたほうがいいだろうという御意見が非常にあったところから、項目立てをしたという経緯がございます。

これは審議会の中で、いろいろな議論をされたものであり、後年にわたってこういう

課題があると受けとめております。

それから、記載の位置、もし仮に載せるとした場合、今の御意見では、もっと別の場所でもいいのではないかとありますが、前回のときも、案のときは一番後ろでした。これを一番前に持ってきたというのは、そういう活発な御意見もいろいろあったところを踏まえて、会長のほうで整理していただいたところでございます。今の御意見を受けるということであれば、この2番をもととの位置、最終ページに戻して、整理するというのもひとつかと思えます。

○海和会長：

私も審議をまとめるにあたっては、確かに委員の意見は参考で、後ろにあるというのが通常なのかなと思います。ただ、これを前に持ってきたというのは、この間皆さんとお話ししてきたことですので、どういたしましょうか。

○金子委員：

今回は最終の答申という形なので、例えば答申の最後に、この審議会に出されたその他の意見という意味で、部長が言われたように後ろに送るのがいいのかなと個人的に思っています。

○西川委員：

前回3年前の答申は附帯意見というような形で、最後に入れてありますね。ですので、ぱっと見たときに答申の後というのは、読むと場所が悪いような気はいたします。

○山田（大）委員：

答申としては、最初に答申もあるので、この部分がどこであってもいいかとは個人的にはしていますが、高山委員等もおっしゃっていましたように、その思いというところで多分後ろから前に持ってきたという経緯もあるのであれば、そこは目につくところであってもいいかなという気持ちもあります。ただ、こういう答申とか意見というものは最後にあるのが普通というの、確かにそうだなという気はします。

どちらにしても、答申は答申としてしっかり形としてあるので、それは意見という形なので、前にあろうが後ろにあろうが、私はそれほど気にしません。

○山田副会長：

皆さんの御意見を踏まえて改めて見てみると、確かにこの部分が全体の流れにくさびを打ち込んだような形になっていますので、そうであるならば後ろに持って行って、まとめにしたほうが読みやすいかと思えます。

○海和会長：

皆さんの意見としてまとめさせていただくと、この2番が一番後ろのほうにします。審議会委員の意見は入れていくというところでまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、先ほど事務局から説明があったとおり、No.8については総合計画で動いているという御理解でよろしいですか。

○今井委員：

進んでいるならいいのですが、昨年の議会で出たことに対して、この審議会として何も取り上げなかったということはどうかと思ったのです。

○事務局（貫井部長）：

総合計画のなかで、計画的に整備を進めていると表記されておりますし、3カ年の実施計画の中でも積極的な予算計上をしているところがございますので、この治水対策の取り組みについて計画的に取り組んでいることは公になっております。あえてこのところで追加することは、審議会委員の御意見としては、表記しなくてもいいかと考えます。

当然治水については議会の中でもいろいろ議論があります。この総合計画、実施計画についても既に議会、市民の方にお知らせをしている状況です。

○海和会長：

それでは、市長からの諮問には入っていなかったので検討はしないが、審議会でもそういう話は出ていましたということはお伝えください。

○事務局（貫井部長）：

今回の主題は確かに雨水というよりも汚水のほうの関係の健全化ということを前提に動いておりますので、そういう意見もあったということについては承りました。何かの機会にはお話しできると思います。

○海和会長：

お願いいたします。では、これをもちまして、答申書として市長に提出することできたいと思います。よろしいでしょうか。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○海和会長：

ありがとうございます。少し休憩して、市長に来ていただくことにいたします。

（午後3時 休憩）

（午後3時10分 再開）

議題3 答申

○事務局（原田課長）：

それでは、西東京市下水道審議会の海和会長より丸山市長へ答申をお願いいたします。

○海和会長：

西東京市長丸山浩一様。西東京市下水道審議会会長海和将也。西東京市下水道事業の適正な運用について（答申）。平成26年5月22日付、26西審下第9号により、市長から諮問された標記の件について、慎重審議の結果、結論を得ましたので答申いたします。よ

ろしくお願いいたします。

○丸山市長：

ありがとうございました。

昨年の5月22日に諮問をさせていただきましたが、その前提として昨年の4月から第2次総合計画がスタートしました。また第4次行財政改革も1年前倒しで同時スタートしたという経緯がございます。

その中で自治体の健全運営という視点で、この下水道の特別会計の適正化に関する諮問をさせていただきました。これから拝見させていただきますが、昨年の5月から8回にわたりまして、本当に慎重な御審議をいただいたと伺っております。我々はその計画に沿って推進していく中で、答申を慎重に扱わせていただいて、市民のための市政運営というような形で前に進めていければと思います。

専門的な方、それから、まさに市民目線の方、いろいろな方がいらっしゃると伺いましたので、その途中経過における審議におきましては、さまざまな御議論がされたのではないかと思います。そういう中での答申ということなので、ありがとうございました。

○事務局（原田課長）：

それでは、市長は公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

○丸山市長：

皆様方ありがとうございました。

（市長退席）

議題4 その他

○海和会長：

御協力ありがとうございました。最後にその他について少しお時間をいただき、終了とさせていただきます。

○事務局（原田課長）：

それでは、事務局から御説明させていただきます。

第8回審議会、本日の会議録については、後日郵送で送付させていただきます。内容を御確認の上、修正等御意見があれば事務局まで御連絡ください。御連絡がなければ御了承をいただいたものとして、ホームページに掲載させていただきます。

○海和会長：

第8回審議会の会議録は説明のとおり郵送いたしますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。特にありませんので、事務局からそのほかありますか。

○事務局（原田課長）：

市長への答申が終わりましたので、これで当審議会は閉会いたしますが、本日欠席の明石委員と根本委員から御伝言がございますので、お伝えしたいと思います。

(明石委員、根本委員からの御伝言を紹介)

それでは、閉会の挨拶を会長にお願いいたしたいと思います。

○海和会長：

この審議会におきましては、大変いろいろ御意見をいただきまして、私なりにも勉強させていただきました。

皆さんの御協力、本当にありがとうございました。以上でございます。

最後に副会長のほうからお願いいたします。

○山田副会長：

本当に皆様方、1年間大変ありがとうございました。市民の皆様方と一緒にこういう場で改めて勉強させていただいたということは、私にとっても非常に貴重な経験でございました。本当にありがとうございました。

(各委員及び事務局からの感想等)

○海和会長：

ありがとうございました。これで終了させていただきます。

本当に第8回までありがとうございました。